

令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業における介護報酬改定について（案）

令和6年度介護報酬改定に伴い、令和6年4月1日からの介護予防・日常生活支援総合事業のサービス費を以下のとおり改正する予定です。

※案のため変更になる場合があります。

1. 従前の訪問介護(旧介護予防訪問介護)相当サービス費

算定項目			合成 単位数	算定 単位
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287 単位	週1回程度 1月に5回まで 週2回程度 1月に10回まで 週3回程度 1月に15回まで	287	1回につき
	(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位		179	
	(2) 生活援助が中心である場合 (二) 所要時間45分以上の場合 220 単位		220	
	(3) 短時間の身体介護が中心である場合 163 単位		163	
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算		1回につき
業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1% 減算		
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		
ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		1月につき
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

2. 緩和した基準による訪問型サービス費

算定項目			合成 単位数	算定 単位
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 143 単位	週1回程度 1月に5回まで 週2回程度 1月に10回まで 週3回程度 1月に15回まで	143	1回につき
	(2) 生活援助が中心である場合 (二) 所要時間45分以上の場合 176 単位		176	
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算		1回につき
業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1% 減算		
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		
ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		1月につき
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

3. 従前の通所介護(旧介護予防通所介護)相当サービス費

算定項目		合成 単位数	算定 単位		
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	事業対象者・要支援1 ※週1回利用で1月に5回まで	436 単位	1回につき		
	事業対象者・要支援2 ※週2回程度利用で1月に10回まで	447 単位			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1% 減算		1回につき		
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1% 減算				
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1回につき		
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	94 単位減算	-94	1回につき		
事業所が送迎を行わない場合	47 単位減算	-47	片道につき		
ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100	1月につき		
ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240			
ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50			
ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200			
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算		150	
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算		160	
チ 一体的サービス提供加算	480 単位加算	480			
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88
		事業対象者・要支援2		176 単位加算	176
	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72
		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を)限度	20 単位加算	20	1回につき	
	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に2回を)限度	5 単位加算	5		
ヲ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40	1月につき		
ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算			
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算				

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

4. 緩和した基準による通所型サービス費

算定項目		合成 単位数	算定 単位		
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	事業対象者・要支援1 ※週1回利用で1月に5回まで	392 単位	1回につき		
	事業対象者・要支援2 ※週2回程度利用で1月に10回まで	402 単位			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1% 減算		1回につき		
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1% 減算				
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1回につき		
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	85 単位減算	-85	1回につき		
事業所が送迎を行わない場合	42 単位減算	-42	片道につき		
ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100	1月につき		
ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240			
ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50			
ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200			
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算		150	
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算		160	
チ 一体的サービス提供加算	480 単位加算	480			
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88
		事業対象者・要支援2		176 単位加算	176
	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72
		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を)限度	20 単位加算	20	1回につき	
	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に2回を)限度	5 単位加算	5		
ヲ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40	1月につき		
ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算			
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算				

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

5. 従前の通所介護(旧介護予防通所介護)相当サービス費 ※(5時間未満)

算定項目		合成 単位数	算定 単位		
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	事業対象者・要支援1 ※週1回利用で1月に5回まで	283 単位	1回につき		
	事業対象者・要支援2 ※週2回程度利用で1月に10回まで	291 単位			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1% 減算		1回につき		
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1% 減算				
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1回につき		
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	61 単位減算	-61	1回につき		
事業所が送迎を行わない場合	31 単位減算	-31	片道につき		
ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100	1月につき		
ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240			
ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50			
ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200			
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算		150	
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算		160	
チ 一体的サービス提供加算	480 単位加算	480			
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88
		事業対象者・要支援2		176 単位加算	176
	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72
		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を)限度	20 単位加算	20	1回につき	
	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に2回を)限度	5 単位加算	5		
ロ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40	1月につき		
ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算			
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算				

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

6. 緩和した基準による通所型サービス費 ※(5時間未満)

算定項目		合成 単位数	算定 単位		
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	事業対象者・要支援1 ※週1回利用で1月に5回まで	255 単位	1回につき		
	事業対象者・要支援2 ※週2回程度利用で1月に10回まで	261 単位			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1% 減算		1回につき		
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1% 減算				
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1回につき		
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	55 単位減算	-55	1回につき		
事業所が送迎を行わない場合	27 単位減算	-27	片道につき		
ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100	1月につき		
ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240			
ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50			
ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200			
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算		150	
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算		160	
チ 一体的サービス提供加算	480 単位加算	480			
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88
		事業対象者・要支援2		176 単位加算	176
	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72
		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
事業対象者・要支援2		48 単位加算	48		
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を)限度	20 単位加算	20	1回につき	
	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に2回を)限度	5 単位加算	5		
ヲ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40	1月につき		
ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算			
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算				

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

7. 要支援2の方が要支援1程度の利用を行った場合の通所型サービス費

算定項目			合成 単位数	算定 単位	
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	要支援2 ※週1回利用で月に5回まで	旧介護予防通所介護相当サービス	436 単位	436	1回につき
		緩和した基準によるサービス	392 単位	392	
		旧介護予防通所介護サービス(5時間未満)	283 単位	283	
		緩和した基準によるサービス(5時間未満)	255 単位	255	
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算			1回につき
業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1% 減算			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			1回につき
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合 右枠の※以外は単位を修正して請求すること	通所介護従前相当サービス		94 単位減算	-94	1回につき
	※緩和した基準によるサービス		85 単位減算	-85	
	通所介護従前相当サービス(5時間未満)		61 単位減算	-61	
	緩和した基準によるサービス(5時間未満)		55 単位減算	-55	
事業所が送迎を行わない場合	通所介護従前相当サービス		47 単位減算	-47	片道につき
	※緩和した基準によるサービス		42 単位減算	-42	
	通所介護従前相当サービス(5時間未満)		31 単位減算	-31	
	緩和した基準によるサービス(5時間未満)		27 単位減算	-27	
ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算		100	1月につき
ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算		240	
ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算		50	
ヘ 栄養改善加算		200 単位加算		200	
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算		150	
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算		160	
チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算		480	
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援2	88 単位加算	88	
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2	72 単位加算	72	
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援2	24 単位加算	24	
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100	
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20	1回につき
	(2)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5	
ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算		40	1月につき
ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算		
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算		
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000 加算		
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/1000 加算		
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000 加算		
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算			

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。